

長崎県医療機関等物価高騰緊急支援事業支援金支給・申請要領

第1 趣旨

物価高騰の影響を受けた県内の医療機関等（以下「医療機関等」という。）に対して、予算の定めるところにより、長崎県医療機関等物価高騰緊急支援事業支援金（以下「支援金」という。）を支給することで医療機関等の負担軽減を図り、医療サービス等の安定した提供を促進する。

第2 支給の対象

次の1及び2の要件を満たすこと。

1 支給対象者

（1）長崎県内において、申請日時点で別表に掲げる次の医療機関等を運営し、支援金の受領後も事業を継続する意思がある事業者であること。

ア 医療法の規定に基づき開設の届出を行っている病院、診療所（歯科診療所含む）

イ 医療法の規定に基づき開設の届出を行っている助産所

ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設の許可を受けている薬局

エ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法の規定（以下「あはき法等」という。）に基づき開設の届出を行っている施術所

オ 歯科技工士法に基づき開設の届出を行っている歯科技工所

（2）次のアからエのいずれにも該当しない者であること。

ア 国や地方公共団体（長崎県病院企業団を除く）

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

2 支給対象施設

申請日時点で別表に掲げる医療機関等であって、医療法又はあはき法等の規定に基づく許可等を受けており、次の（1）から（3）のいずれにも該当しないこと。

（1）社会福祉施設内診療所、企業内診療所等の原則として特定の者を対象とする医療機関等

（2）申請日時点で休止又は廃止している医療機関等

（3）令和7年度中に休止又は廃止を予定している医療機関等

第3 支援金の支給額等

支援金の支給額は、次のとおり算定するものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める区分に応じて、第2欄に定める額とする。
- (2) 申請日時点で休床中の病床数は算定根拠に含まない。
- (3) 同一の開設者が同一の場所で運営する施術所については、代表する1つのものより申請することとし、重複して申請することはできない。

第4 支援金の申請・請求

支援金の支給を受けようとする事業者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 長崎県医療機関等物価高騰緊急支援事業支援金申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し等
- (3) その他知事が必要と認める書類

第5 支援金の審査・支払

県は、第4の規定により提出された申請書類の審査を行い、支援金を支給すべきと認めたものについて、支給決定を行い、事業者が指定する預金口座に支援金を振り込むものとする。

第6 調査への協力

県は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができ、支援金の支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者は調査に協力しなければならない。

第7 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、第2の1及び2のいずれかに該当することが判明した場合には、事業者は、県に支援金を返還しなければならない。

第8 その他

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要領は、令和7年7月14日から施行し、令和7年度の予算に係る長崎県医療機関等物価高騰緊急支援事業支援金に適用する。

別表（第3関係）

1 支援対象施設	2 支援金の額
病院	15 千円×病床数
医科・歯科有床診療所（4 床以上）	
医科・歯科有床診療所（3 床以下）	46 千円／施設
医科・歯科無床診療所	
薬局	15 千円／施設
施術所（出張専門を含む）	16 千円／施設
助産所（出張専門を含む）	
歯科技工所	

※1 申請時点で、対象サービスの指定を受けており、廃止又は休止していないこと。

※2 医療機関と障害福祉施設を兼ね備えている場合、県長寿社会課又は県障害福祉課が給付する障害福祉サービス施設・事業所等への支援金の支給を受ける事業者については、支給対象外とする（重複しての給付は不可）。